社会学における韓国研究の意義と可能性

春木育美 · 金 成垣

(東洋英和女学院大学) (東京経済大学)

1. 韓国研究の意義とは何か

韓国では近年、経済のグローバル化やサービス 産業の拡大を通じた産業構造の変容、労働市場の 柔軟化にともなう雇用の不安定化など就業構造の 変化、少子高齢化の進行や未婚、晩婚化にみられ る人口・家族構造の変貌が顕著にあらわれ、社会 的大変動の時代を迎えている。社会学のさまざま な分野において、こうした韓国の社会変動の実態 を究明しようとする議論が活発化している。

とりわけ近年になり、比較研究の視座から、類似点や相違点に富む韓国の事例の有用性が強調され、家族、福祉、教育、社会政策などの分野で、 日韓の特徴を比較する研究が蓄積されている。

韓国を事例として取り上げ、日本と比較分析する意義とは何であろうか。

第一に、これまで日本の特徴と理解されてきたことが、韓国でも共通にみられるものなのか、あるいは日本独自のものなのかを分析することを通じて、日本社会の特徴が浮き彫りになる。比較することで、どこまでが日本に固有の部分で、どこからが韓国と共通の部分であるのかが明確になる。韓国を合わせ鏡として検討することで、日本社会を相対化することができるのである。例えば有田は、日本の非正規雇用は自明性/標準性と独立性が強く、それが非正規雇用の認識・分析枠組みに影響を及ぼしているという特徴を、韓国の非正規雇用の事例と比較することにより見いだしている(有田 2011)。

第二に、こうした特質や固有性がなぜ生じるのかを解明することで、より普遍性の高い理論を構築する道筋が見えてくる。既存の理論を東アジアに当てはめるのではなく、日韓の共通点や相違点から普遍的な意義を有するものを理論的に解釈し、

それを修正していく過程で、新たな理論的パースペクティブが構築される可能性がある。1990年代以降、社会政策や社会福祉の展開を理論化し、アジアでの経験を理論的に包摂する試みがなされている(相馬 2010: 313)。一般に、理論はみずからの射程の外側あるものを積極的にみずからの内部に取り込み、例外の存在を1つずつ消していくことによって進化していくものであり、日韓比較の積み重ねによってこれまで説明できなかったものが説明できるようになる(武川 2006: 9)。

第三に、韓国の経験を考察し、そこから得られた知見から日本の社会政策へのインプリケーションを抽出することは、今後の課題が何かを検討するうえで有益となる。政策開発の研究においては、他国の経験から学んだ教訓が、政策選択の幅を広げるために必要とされる(朴 2006; イト・ペング2013)。他国の政策は優れた情報源であり、比較することにより自国の政策の相対化が可能になる。また、そこから得られた知見から、政治的目標を達成するための政策アイディアが生み出される(Blyth 2002)。さらに、政策モデルの検討やそれを移転する過程において研究者間でアイディアが活発にやりとりされ、知識共同体の形成に結びつくこともある。

日本の社会学の分野では、近年、韓国の社会政策をめぐる関心が増大しており、理論的・実証的研究が急速に進んでいる(例えば、上村・末廣編2003; 大沢編2004; 武川・キムヨンミョン編2005; 武川・イヘギョン編2006; 社会政策学会編2013; 宇佐見編2007など)。とりわけ、社会政策研究の分野は、研究対象となる地域が日中韓を中心とした北東アジアに収斂してきており(武川2006)、韓国の経験や教訓を解明することで、日本の政策を発展させる手がかりを得ることができるという

共通認識が形成されつつある。

本稿ではまず、こうした3つの視座を射程に入れ、韓国の家族政策と外国人政策を事例として、韓国の特徴とそこから逆照射される日本の特徴を考察する。さらに、理論的パースペクティブを追求し、日本の社会政策へのインプリケーションは何かを検討する。

2. 韓国の家族政策および外国人政策

(1) 家族政策

韓国の家族政策は、1998年に発足した金大中政権以降、急速に変化した。国際比較研究の枠組みの中で、ライトナー(Leitner 2003)による以下の分類モデルで、韓国はどこに位置づけられるのか。

ライトナーの分類モデルは、家族政策の展開によって家族ケアの負担がどこまで軽減されているかに着目し、家族主義化傾向の強弱と脱家族主義化傾向の強弱という指標を軸とした家族政策に関わる理念型であり、以下の4つの分類モデルを提示している。

家族主義化の指標となるのは、家族ケアに対する政策的支援の有無であり、脱家族主義化指標は、公的な保育サービスの普及度が軸となる。 具体的には、前者は有給の育児休業制度、後者は公的ケアを利用する3歳以下の子どもの割合が指標となっている(1)。

ライトナーの提示した家族政策の分類モデルに 当てはめると、以前の韓国の家族政策は脱家族主 義化指標(公的な保育サービスの普及度:低)が 極めて弱く、家族へのケア依存度を軽減させる政 策的支援に乏しい潜在的家族主義に位置していた。 しかし、金大中政権期に有給の育児休業制度の整備や育児休業給付金の支給といった制度が導入されたことで、明示的家族主義の傾向を強化する方向へと転換している。

さらに盧武鉉政権期になると、「低出産・高齢 社会基本法」(2005年)が制定され、政策目標は、 家族ケアを軽減するための公的保育の量的拡大に 重点が置かれるようになった。また、保育費や教 育費の支給対象が大幅に拡大され、選択的家族 主義を理念的に指向するようになった。

続く李明博政権は、前政権の社会政策を踏襲し、 中間層へも政策対象を拡大した。また、企業に 職場保育施設の設置を義務づけ履行を強制する など、財政的な負担の一部を企業に課し、官民 一体となった取り組みを強化した。

金大中政権以降、このように圧縮的な家族政策 の急速な転換が起きた背景は何か。なぜこうした 政策が形成されたのであろうか。

1997年の経済危機に端を発し、未曽有の不況に陥った韓国では、大々的な雇用調整と労働市場の流動化が進み、大量の失業者と就労貧困層が生み出された。韓国では、もともと企業の規模による給与や雇用条件の格差が大きい。そこに加えて、製造業にかわりサービス業が新たな雇用の受け皿となったことにより、不安定雇用者の比率は上昇し、所得格差は拡大した。

その過程で露呈したのが、「男性稼ぎ手モデル」の限界であった。とりわけ男性の雇用の不安定化は、中間層の片働き世帯の家計に打撃を与え、多くの既婚女性を労働市場に押し出すことにつながった。

それまでの韓国は、男性は稼ぎ手、女性はその 被扶養者という強固な「男性稼ぎ手モデル」に分

表 1 家族政策分類モデル

	脱家族主義化:強 	脱家族主義化:弱
		公的児童保育の普及度:低
家族主義化: 強	選択的家族主義	明示的家族主義
有給の育児休業:有	(optional familialism)	(explicit familialism)
家族主義化: 弱	脱家族主義	潜在的家族主義
有給の育児休業:無	(de-familialism)	(implicit familialism)

出所: Leitner (2003: 358-359)

類されていた。1997年の経済危機を契機とした 雇用の柔軟化により従来の「男性稼ぎ手モデル」 が揺らぎ、「普遍的稼ぎ手モデル(Fraser 1997)」 への政策転換を迫られるようになった。韓国政府 は、女性の経済参加を促進することで家計の安定 化を図り、家族解体の危機を回避し、さらに、拡 大の一途を辿る所得格差を、既婚女性の労働力化 により食い止めようとした(春木 2010: 103-104)。

「普遍的稼ぎ手モデル」への政策転換にともない、国家がケアサービスを提供するようになったが、その直接的要因は、出生率の低下よりも、不安定雇用の増加により「男性稼ぎ手モデル」の維持が困難になったことにあったといえる。

韓国では、雇用の不安定化が若年層の未婚率を 上昇させ、不況による家計への打撃から経済的な 困窮による離婚が急増し、その結果、家族形成と その維持が危機に直面したと認識されている。そ のため、政府が女性の就業と育児支援を行う目的 は、少子化による人口減を見据えた労働力不足の 補填という視点よりは、家族形態の維持に主眼が ある。これらの政策推進過程で、「健康家庭基本 法(2004年) | や「多文化家族支援法(2008年) | がそれぞれ制定されたことが、その証左である。 前者は出生率の低下や離婚率の上昇による「家族 の危機」や「家族の解体」が社会問題化したため、 後者は国際結婚の急増など、家族形成のグローバ ル化が進んだことを背景にそれぞれ制定されたも のであるが、いずれも家族の解体を防ぎ、「健康 な家庭」を維持するための支援策に重点が置かれ ている。

一方、日本では、政策レベルでは韓国と同様に「男性稼ぎ手モデル」から「普遍的稼ぎ手モデル」への転換を指向しているものの、政策の推進目的は、少子高齢化にともなう労働力減への対応策に主眼が置かれている。また、女性の就労拡大で世帯収入が増えることで個人消費が活発化し、内需が拡大することも期待されている。共通の問題に直面している日韓であるが、政策アプローチの内容をみると、政策目標やその方向性には、明確な違いがみられることがわかる。

韓国の事例にみるように、日本でも雇用の不安定化は進行しており、「男性稼ぎ手モデル」は限

界に達している。今後、日本では片働き家庭と共働き家庭の所得格差が拡大していくことが予想される。「普遍的稼ぎ手モデル」への転換を促進するためには、ケアの社会化が欠かせない。

韓国では、非熟練外国人労働者への門戸開放が、少子高齢化対策の一環として極めて重視されている。後述する「訪問就業制」の導入により入国した朝鮮族の女性が、社会福祉サービスや高齢者介護、家事や育児などのケア労働を安価で担い、「普遍的稼ぎ手モデル」への移行を下支えしている(春木 2010)。日本でも、こうした多様なニーズに応じて、家族のケアを代替・分有する支援策を講じていくことが必要となってくるであろう。

韓国の政策には階層的な視点が強く反映されていることもまた、日本とは異なる点である(相馬2010; 2011)。韓国では、家族解体の危機は、貧困や所得の不安定から生じるとみなされているため、政策面で低所得層や貧困層の子育てニーズへの対応が指向されている。日本でも所得の減少による「子どもの貧困」が社会問題となっている⁽²⁾が、日本の政策には階層的なアプローチが希薄である。韓国の事例から相馬は、日本の今後の政策課題として、多様な子どもを包摂する家族政策を構じることを提言している(相馬2012: 102)。

(2) 外国人政策

近年の韓国は、外国人政策を矢継ぎ早に打ち出し、結婚移民者を主な対象者とした積極的な社会統合政策を進めている。外国人政策は出入国政策と、外国人の社会への定着に関する社会統合政策に大別されるが、韓国政府が外国人政策を推進するスピードは、日本をはるかに上回る。場当たり的な外国人政策を続けてきた日本は、いまや韓国の後塵を拝している。

2004年には、非熟練外国人労働者を政府の管理下で正規労働者として受け入れる「雇用許可制」を導入し、さらに2007年には韓国系外国人(中国の朝鮮族・旧ソ連の高麗人)を対象に、就業可能な職種を拡大する優遇策である「訪問就業制」の実施に踏み切っている。

2007年に「在韓外国人処遇基本法」が、2008年に「多文化家族支援法」がそれぞれ制定され、

それに基づき在韓外国人が大韓民国で生活するの に必要な基本的素養と知識に関する教育・情報提 供および相談業務などを担う「多文化家族支援セ ンター」が全国に設置された。ここでは、結婚移 民者の韓国社会への早期定着を目的に、韓国語教 育、韓国料理講習、韓国の歴史や伝統、慣習など を学ぶ文化理解講座、相談業務や生活情報の提供、 職業教育や就業支援等が行われている。

さらに、2012年には「多文化学生教育先進化 方案」を打ち出し、国際結婚家庭の子どもを対象 とした支援体制を整備している。例えば、韓国語 の学習支援、科目別の補習授業や個別学習指導、 韓国文化体験、バイリンガル教育などの特別教育 支援、国際結婚家庭の子どものみを主対象にした 「多文化」学校の設立、大学入試での特別選抜の 実施、国際結婚家庭の子ども専門の支援コーディ ネーターの養成といった支援策を幅広く講じて いる。

ただ、現行の韓国の社会統合政策は、一方のみの適応プロセスを通じて移民者を社会に統合するものになっている。

カースルズ(Castles 1995)は、社会統合政策を、選択的排除モデル(the differential exclusionary model)、同化主義モデル(the assimilationist model)、多元主義モデル(the pluralist model)の3つに分類している。韓国の社会統合政策は、異なる言語や文化を持つ外国人との「共生」を目指すものというより、外国人、主に結婚移民者やその子どもたちに、ホスト社会の国民的アイデンティティを受け入れるよう求め、社会への適応を一方的に求める「同化主義モデル」の要素が強いものとなっている。

結婚移民者に対する一連の支援プログラムでは、「韓国人としての基本素養を備えるための教育」が重視されており、韓国語および韓国人の生活習慣や伝統、価値規範を「教育」することが目的となっている。そこに移住者を独自の文化や生活習慣を持つ者として尊重し、対等な関係を築こうとする視点は希薄である。つまり、韓国の社会統合政策は、結婚移民者とその子どもたちを主対象とする「選別的」統合であり、移民者にホスト社会への同化を強いる傾向が強く、外国人との共生や

多文化社会の実現とは距離がある。

また、多文化家庭に相対的に貧困率が高いことから、結婚移民者の職業教育や就業支援策が重視されている点も韓国の特徴である。「普遍的稼ぎ手モデル」による家計の安定化は、経済的理由による家族の解体を防ぐことにつながるためである。多文化家庭の子どもたちに対する学習サポートや特別教育についても、階層の視点から構築されている一連の家族政策の延長線上にあることがわかる。

こうした韓国の事例は、今後、日本の社会統合 政策を考える上で、他山の石として、重要な示唆 に富むといえるだろう。日本も韓国同様、同質性 の高い社会であり、多文化政策に同化基準を当て はめる恐れがないとはいえないからだ。

日本でも外国人の定住化が進み、相当数の結婚 移民者が居住している。それにもかかわらず、社 会統合政策に関わる基本法すらないのが日本の現 状である。日本でもさまざまな生活上の困難を抱 える国際結婚家庭は少なくないが、結婚移民女性 に対する定住支援策が中央政府レベルで講じられ たことはなく、地方自治体やボランティ団体に丸 投げされている。

国際結婚が増加した時期は日本よりも後だったにもかかわらず、韓国政府は短期間に結婚移民者や国際結婚家庭の子どもへの体系的な支援策を打ち出した。その推進力が韓国の特徴である。

予算額も、2013年には2007年の24倍に増え、

1億500万ドルに増額されている。今後対応が必要な課題は、偏った予算配分の是正であろう。一連の社会統合策の対象者は韓国人と婚姻関係にあるか、あるいは韓国人配偶者との間に子どもいる外国人に限定されており、結婚移民者およびその家族に対する予算が全体の85.3%(2011年)を占めているためである。年々関連予算が拡大の一途を辿っているだけに、社会統合策に対する綿密な政策評価もまた重要となるであろう。

3. 比較福祉国家研究と韓国

次に、社会科学分野で近年最も研究が活発化している福祉社会学、なかでも比較福祉国家研究の分野で展開されている後発福祉国家論という観点から、韓国の近年の状況を明らかにし、それが示す意味や意義を詳論する。

(1) 韓国福祉国家への関心の高まり

1990年代末あるいは2000年代初頭以降、日本の福祉社会学の分野においては韓国への関心が高まり、多様な研究が活発に行われるようになった。その背景には、以下のいくつかの要因があったと思われる。

1つ目の要因として、何より「経済危機」と呼 ばれた1990年代末のアジア金融危機の際、韓国 が福祉国家の整備に乗り出したことがあげられる。 後述するが、1997年の経済危機のさいに、韓国 ではこれまで経験したことのない大量失業・貧困 問題が発生し、それを解決するために政府の積極 的な政策対応が行われた。「福祉国家の超高速拡 大」や「福祉国家の成立」、また「福祉国家化」(キ ムヨンミョン編 2002=2006; 武川・キムヨンミョ ン編 2005; 武川・イヘギョン編 2006; 金成垣 2008: 金成垣編 2010) などといわれた状況が多く の研究者の関心を引き起こしたにちがいない。「韓 国が福祉国家化したことによって、……厳密な意 味での日韓比較が可能になった」(武川・キムヨ ンミョン編 2005: 287) というのが、その関心増 大の具体的な要因となったといえよう。

2つ目の要因として、韓国の以上のような状況 との対比で、日本の福祉国家の現状を問う実践的 な問題関心があったと思われる。すなわち、韓国が福祉国家の整備に乗り出した1990年末2000年代初頭という時期は、日本では「失われた10年」が示しているように、バブル経済が崩壊し、低成長・高失業時代に入りつつ、福祉国家を抑制するような政策基調が広がっていた。しかし、この日本の状況とは対照的に、韓国では経済危機の真っただ中で積極的な福祉国家の整備がすすめられ、それが注目を浴びた。同時にその背後にある問題として、労働市場の柔軟化や雇用の不安定化、また少子高齢化や家族構造の変化等々、日本と似たような社会問題が韓国にもみられ、それに対する韓国の政策的対応が興味深い研究テーマとなったといえる。

共通の問題を抱えながらも、日本とは異なる政策方向性をもって、あるいは日本より速やかにさまざまな改革を進めている韓国が、日本の福祉国家の現状と今後の方向性を考えるさいの新しい参照群となったといえよう。

3つ目の要因として、以上のような実践的な問題関心とコインの両面にあるものであるが、西欧中心の研究傾向に対する反省という学問的な問題関心もあった。それまでの福祉国家の国際比較研究において、欧米諸国がその主な対象国であったことはいうまでもない。それら欧米諸国を中心とした比較研究のなかで、日本は「欧米にはないもの」をもった「例外国」とされる傾向が強かった。しかし、1990年代末以降に韓国(さらには他の東アジア諸国・地域)で福祉国家を整備したことにより、「例外国」ではなく「例外国家群」が発見され、欧米諸国と「例外国家群」との比較分析、またその「例外国家群」のあいだでの比較分析を行うことができるようになったのである。

じっさい、かつての日本の「福祉レジーム論争」 (武川 2007: 121-122) に加え、「韓国福祉国家性格 論争」(キムヨンミョン編 2002=2006) にみられる ように、韓国が国際比較研究の対象国に入ること によって、従来の福祉国家類型論、とくに Esping-Andersen(1990=2001)の福祉レジーム論の限界 をめぐる議論が活発化し、その限界を乗り越える ための新しい類型論の研究が活発に展開されるよ うになっている⁽³⁾。 いずれにせよ、以上のようなさまざまな問題関心とその相互作用によって1990年代末以降、日本の福祉社会学の分野において韓国研究が活発に展開されるようになったのである。

(2)後発福祉国家論の2つの側面

さて、福祉社会学の分野で以上のように韓国研究が活性化するなか、とくに比較福祉国家研究において、韓国を「後発型」あるいは「後発国」と位置づける後発福祉国家論が登場するようになったことは意味深い⁽⁴⁾。

後発福祉国家論は何より、従来の比較福祉国家研究ではほとんど注目されることのなかった時間軸の視点を比較分析のなかに取り入れたことに重要な特徴がある。先発国と後発国という福祉国家の歴史的展開における時間差の問題に着目することにより、従来の比較福祉国家研究のもつ方法論的限界を克服し⁽⁵⁾、その従来の議論から説明しきれなかった後発国としての韓国福祉国家の歴史や現状また問題と課題などを究明しようとする点で、後発福祉国家論の貢献は大きいと評価できよう。

まず、後発福祉国家論の立場から展開されている韓国研究の全体的な流れを指摘しておきたい。 1つは、韓国が西欧諸国に比べて半世紀以上遅れて福祉国家を整備したことに着目し、従来の福祉国家類型論とのかかわりで、その後発国としての韓国福祉国家の特徴やその国際的な位置づけを明らかにするものである。

もう1つは、福祉国家を整備した後の韓国社会の現状に着目し、今後の進路や改革の方向性に関する政策論とのかかわりで、後発国としての韓国福祉国家が抱えている問題とその原因を明らかにするものである。前者を、後発国としての特徴と位置づけを明らかにするという意味で〈類型論〉的側面と呼び、後者を、その後発国が抱えている問題とその原因を明らかにするという意味で〈政策論〉的側面と呼びたい。この両側面からなる後発福祉国家論の展開が、福祉社会学とくに比較福祉国家研究に寄与するところはけっして小さいものではないと判断される。

そこで以下では、後発福祉国家論における〈類型論〉と〈政策論〉という2つの側面に沿って韓

国福祉国家のもつ特徴と問題を明らかにし、それ が示す含意について考えてみたい。

4. 後発福祉国家論からみた韓国

(1)〈類型論〉的側面

(ア) 福祉国家へ

まず、〈類型論〉的側面からみると、国際比較からみた場合、後発国としての韓国福祉国家の特徴は何かということが重要な問いとなる。ここではとくに福祉国家の制度的特徴に着目したいが、それを検討するためには、そもそも福祉国家はいかなる制度体系からなっているのかを確認しておかなければならない。

一般的に福祉国家といえば、資本主義社会に必然的に随伴する失業・貧困問題を解決するために生まれたものである。それを構成する制度あるいは政策からすると、一方では、失業者や貧困者に安定的な雇用の機会を提供し所得を保障する政策と、他方では、直接給付を行い当面の失業や貧困を救済する政策という両軸の政策がある。前者は雇用保障政策、後者は社会保障政策といえるが、この両政策の連携によって失業・貧困問題の解決をめざす国家体制を福祉国家と呼ぶことができる。多くの先進国において、このような福祉国家は20世紀前半の戦間期あるいは戦後直後までに成立し、その後長い歴史のなかで展開されてきた。

ところで、韓国が以上のような雇用保障と社会保障を両軸とする福祉国家の整備に乗り出したのは、既述したように20世紀末以降である。1990年代末の経済危機によって前例のない大量の失業者や貧困者が発生し、そこで政府もその対処をしなければならなくなった。当時の詳しい状況は別稿を参照されたいが(金成垣2008;金成垣編2010)、雇用保障に関しては「総合失業対策」(1998~2002年)、社会保障に関しては「第1次社会保障長期発展計画」(1998~2002年)をはじめ、その雇用保障と社会保障とかかわる制度・政策を体系的に整えつつ福祉国家の整備に乗り出すこととなったのである。この福祉国家の整備が当時の失業・貧困問題を大きく緩和し、国民の生活安定に大きく寄与した。じっさい2000代前半になる

と、「IMF早期卒業」がいわれ韓国は危機から抜け出した。

いずれにせよ、以上のように、多くの西欧諸国で 20 世紀前半以降に雇用保障と社会保障からなる福祉国家を整備したとすれば、韓国はそれに半世紀以上遅れて、20 世紀末から 21 世紀初頭にかけて福祉国家を整備したことになる。後発福祉国家論の立場からすると、この後発の状況に起因して、韓国福祉国家は他の先発国と異なる特徴を持つようになったことが重要な論点となる。

以下、その特徴についてみていくが、前もって 指摘しておけば、雇用保障においては「社会サー ビス分野を中心とした雇用創出・拡大政策」を、 社会保障においては「労働者保険の性格の強い国 民保険」を、後発国としての韓国福祉国家の主な 特徴としてまとめることができる。

(イ) サービス産業分野を中心とした雇用創出・ 拡大政策

経済危機をきっかけとして韓国では、そこで発生した大量失業・貧困問題に対応するために雇用を創出・拡大するための政策が積極的に展開された。危機直後の「総合失業対策」のように、当初は短期的で臨時的な政策が行われたが、そのような経験をふまえ、2000年代に入ってからは「中期雇用政策基本計画」(2003年)、「雇用創出総合対策」(2004年)、「国家雇用戦略」(2006年)、「2020国家雇用戦略」(2010年)等々、中長期計画にもとづく各種の対策・戦略を次々と打ち出し、雇用の創出と拡大を図る政策をより積極的に推進していった。

このような雇用の創出と拡大をめざす政策は、 福祉国家各国に共通するものであるが、韓国で展 開されてきた上記の政策の中身をみると、西欧諸 国で一般的にみられた、いわゆる完全雇用政策と は異なる特徴がある。

すなわち、20世紀前半以降、福祉国家の整備期において西欧諸国でみられた完全雇用政策は、農業等の自営業や家族経営等の零細中小企業といった従来の低生産性部門での雇用を保護しながらも、高生産性部門への労働力の移動を促すことで新しい雇用の創出と拡大を図るものであった。当時の高生産性部門といえば、重化学工業を中心

とした製造業であり、その製造業に対する各種の 保護育成政策によって経済成長をめざしつつ雇用 の創出と拡大を図ったのが、いわゆる完全雇用政 策であった。

これに対して、20世紀末21世紀初頭以降の工業社会から脱工業社会への移行期、つまり脱工業化時代に福祉国家の整備を経験した韓国の状況はたしかに異なっていた。農業はもちろん、重化学工業を中心とした国内の製造業が衰退し、その製造業における経済成長と雇用拡大も期待しにくい状況となっていた。じっさい政府が政策の展開にあたり、「農業と製造業における雇用の需要が著しく減少している」という脱工業化時代の状況を強く認識し、そこで「製造業における雇用を維持しながら、サービス産業における雇用を最大限創出する」(関係部処合同 2004) といった政策目標を出していたのはそのためである。

とくに「現代社会は急速な高齢化および女性の 経済活動参加によって、教育・看病、保育・託児 などのサービスに対する需要が急増しており、こ のような社会サービス分野は、製造業より雇用吸 収力がはるかに高い」(労働部 2004) とし、サー ビス産業のなかでも社会サービスが注目され、そ の分野への各種支援政策による雇用創出・拡大政 策が展開されているのが現状である(金成垣 2012b)。

以上のようにみると、20世紀前半以降、先発 国の福祉国家の整備期にみられた完全雇用政策が、 製造業分野を中心とした雇用創出・拡大政策で あったとすれば、20世紀末21世紀初頭以降、後 発国としての韓国福祉国家の整備期にみられたの は、「サービス産業分野を中心とした雇用創出・ 拡大政策」といえる。ここで気をつけなければな らない点は、サービス産業では大幅な生産性向上 が見込めないがゆえに、賃金が抑制されなけれ ば雇用の拡大が実現されないという脱工業化社 会における雇用のあり方を反映して(Iversen and Wren 1998)、「サービス産業分野を中心とした雇 用創出・拡大政策」は、製造業分野における「長 期間・高賃金・熟練労働」といったような安定し た雇用を生み出しにくくなっていることである。 韓国の現状としても、同政策の展開によって「短

期間・低賃金・非熟練労働」といった不安定な雇用を生み出すことが多く(金成垣 2011a)、この点からしても完全雇用政策と明らかに異なっていることを指摘しておきたい。

(ウ) 労働者保険の性格の強い国民保険

韓国では、経済危機をきっかけとして、「第1次社会保障長期発展計画」をはじめ、社会保障とかかわるさまざまな制度・政策の改革が展開された。中でも、当時の大量失業・貧困問題の解決と直接かかわったのは雇用保険と公的扶助の改革であるが、それとの関連で他の制度に対しても大々的な改革が断行された。とくにこれまで限定的に運営されていた医療や年金などの社会保険に対する改革が急速にすすみ、皆保険・皆年金体制が整備されたのは、韓国における福祉国家の展開に大きな意味をもつものであった。この皆保険・皆年金体制は、上記の雇用保障政策とともに韓国福祉国家の両輪の1つとして位置づけられているといってよい。

ところで、その皆保険・皆年金体制の中身をみると、他の国と異なる特徴を見出すことができる。そもそも社会保険の源流といえば、ドイツに典型的にみられる労働者保険と北欧諸国に典型的にみられる地域保険がある。前者は、企業や職場をベースにして拠出原則にもとづいて運営される保険方式の制度である。この制度は労働者を主な対象としていて、必ずしも全国民を強制的に加入させてはいない。これに対して後者は、地域をベースにした税方式の制度であり、それが発展したかたちで、国民保険や国民保健サービスなどのような全国統一的な制度によって全国民をカバーしているケースが多い。

それぞれの制度導入の要因についての明確な分析は見当たらないが、制度整備期における産業・就業構造がそこに深くかかわっていることは否めないであろう(金成垣 2013)。すなわち、制度整備期に、工業化がはるかにすすみ多くの労働者が存在していたドイツでは、職域ごとの労働者保険を中心とした制度体系がつくられ、他方で、農業人口の多かった北欧諸国では労働者保険の導入が難しく、地域をベースにした地域保険、あるいはそれが発展したかたちでの国民保険や国民保健

サービスを中心とした制度体系がつくられたとい える。

これに対して韓国はどうか。制度体系からすると、年金に関しては国民年金、医療に関しては国民健康保険にみられるように、全国統一的な制度によって全国民をカバーするかたちをとっている。これはたしかにドイツにみられる職域ごとの労働者保険とは異なる。しかし国民保険においても国民健康保険においても拠出原則にもとづく保険方式が強く守られており、この点においては、税方式の北欧諸国の制度とも異なり、むしろ労働者保険の性格を強く有しているといえる。つまり、労働者保険と地域保険を一元化したようなかたちで皆保険・皆年金体制を構築しているのである。

なぜこのようなかたちの制度が導入されたかと いうと、それは、上記の雇用保障政策と同様、後 発国としての状況が深くかかわってくる。何より、 脱工業化時代に福祉国家の整備に乗り出した韓国 では、ドイツのような職域ごとの労働者保険を安 定的に運営できる産業・就業構造が崩れつつあっ た。むしろ「短期間・低賃金・非熟練労働」が生 み出されるような不安定な雇用情勢のなかで、全 国統一的な制度から皆保険・皆年金体制を構築す ることが合理的な選択であったといえる。じっさ い医療保険に関していえば、導入当初は労働者保 険と地域保険とを別々に運営していたが、皆保 険・皆年金体制を整備させる段階で、両制度を一 元化する改革が断行された。医療より導入時期が 遅かった年金においては、最初から単一の制度で すべての国民をカバーするという考え方から制度 導入と拡大がすすめられ、やがてその単一制度に よる皆年金が実現された。ただし、雇用保障政策 をめぐる状況にみられたように、先発国の制度整 備期のような経済成長や完全雇用への期待が難し い環境的条件のもとで、税収減による財政問題が 懸念され、そこで税ではなく保険料を財源とし、 その拠出原則にもとづく労働者保険の性格を有し た制度運営をすることとなったのである。

いずれにせよ、このようにして、遅れて福祉国家の整備に乗り出した韓国では、その後発国の状況に起因して、労働者保険とも異なるまた地域保険とも異なる、それらを一元化したかたちで、い

うならば「労働者保険の性格の強い国民保険」を 導入することとなったといえる。

以上を整理すると、後発福祉国家論の〈類型論〉的側面からみて、後発国としての韓国福祉国家は、雇用保障においては「サービス産業分野を中心とした雇用創出・拡大政策」、それとセットとして社会保障においては「労働者保険の性格の強い国民保険」を主な構成要素として構築されたということができる。

(2)〈政策論〉的側面

(ア) 格差社会へ

次に、後発福祉国家論の〈政策論〉的側面から みると、後発国としての韓国福祉国家が抱えてい る問題は何かということが問われる。いいかえれ ば、以上のように形づくられた韓国福祉国家の諸 制度・政策が、現実においてそれが対応すべき問 題に適切に対応できているのかという問いである。 この問いに接近するために、先発国における福祉 国家の展開の状況を簡単にみておこう。

周知の通り、西欧諸国においては、1950年代か ら1970年代にかけての「戦後経済の黄金時代」 (Maddison 1989) が「福祉国家の黄金時代」(Flora 1986) ともいわれたように、戦間期あるいは戦後 直後に整備した福祉国家がその後、非常にうまく 機能していった。重化学工業を中心とした製造業 分野において、高度経済成長とともに安定した雇 用が拡大し、事実上の完全雇用が実現された。さ らにそれが、政府の歳入の増加をもたらしながら 戦前から備えてきた社会保障制度の安定的な運 営と順調な拡大を可能にした。このように完全雇 用の実現とそれをベースにした各種の社会保障制 度の拡大によって、20世紀前半の「危機の30年」 (加藤 2006) にみられた大量失業・貧困問題が20 世紀後半になると大きく緩和され、いわゆる「豊 かな社会」(Galbraith 1969) が実現されていた。

このような先発国の経験に対して韓国はどうか。 経済危機をきっかけとして整備された福祉国家が 当時の危機を克服し国民の生活安定に大きく貢献 したことは否めない。しかしながらその後の状況 をみると、上記の先発国の経験とはまったく逆の 現象がみられている。

すなわち、福祉国家を整備しつつ経済危機から 抜け出した 2000 年代前半以降、韓国では格差問 題が新たな社会問題として登場した(春木・薛東 勲編 2011; 九鬼 2012; 大西 2014; 金成垣 2012b; 2014)。当時、経済成長率や失業率など、経済の 全般的な状況は同復の傾向に転じたものの、その 一方で、相対的貧困率や所得分配率など、格差を 示す各種指標が経済危機の前よりむしろ悪化して いる状況がみられていたからである。その格差問 題は、単に所得格差のみならず、それに起因した 教育格差や文化格差など、さまざまな領域におけ る格差の拡大が顕在化することになり、そういっ た状況に対して、「社会的両極化」あるいは「両 極化社会 | という言葉が用いられ、2000年代前 半以降に韓国社会が抱えているもっとも深刻な問 題の1つとしてクローズアップされるようになっ たのである。

このような格差社会の現状を考えると、経済危機をきっかけとして整備された韓国福祉国家がけっして適切に機能しているとはいえないであろう。この点について、後発福祉国家論の立場からすれば、後発国として韓国福祉国家が導入した諸制度・政策、とくに「サービス産業分野を中心とした雇用創出・拡大政策」と「労働者保険の性格のつよい国民保険」が現実においてうまく機能せず、深刻な格差問題をもたらしているのではないかということが重要な論点となる。以下では、その状況を典型的にあらわすものとして、韓国の格差社会にみられる「強制された」少子化社会と「保障なき」高齢化社会といった現状に着目し、上で検討した後発国としての韓国福祉国家の特徴とのかかわりで、その現状を検討してみたい。

(イ)「強制された」少子化社会

韓国が日本をはるかに下回る超少子化国であることは周知の通りである。20世紀における少子化は、経済開発計画に随伴した政府の強力な人口政策によるものであるが、21世紀になると、若者をめぐる雇用情勢の悪化が主な要因とされる。

その雇用情勢の悪化を典型的に示しているのが、 若年層にみられる深刻な雇用のミスマッチである。 全国経済人連合会(2010)の報告書によれば、大 卒の若者がもっとも望む職場、すなわち国家機関 や金融業また300人以上の大企業の従業員数が、経済危機前の1995年から2008年のあいだに40万人も減っているが(413万人から372万人へ)、同期間、大学進学率は51.4%から83.8%まで上がり、卒業者は逆に20万人以上増えた(33万人から55万人へ)。つまり、よい職場を望む高学歴者は大幅に増加しているものの、雇用吸収力は激減し、そこで需要と供給のミスマッチが生じているのである。

国家機関や大企業における雇用吸収力を単純計算してみると、2008年では15.8%(1995年は20.2%)にすぎない。正社員のみでみるとその数値はさらに低くなるはずである。そこで、現に大企業と中小企業そして正社員と非正社員のあいだで2倍近くまで広がっている賃金格差の現実を考えれば(ベクハクギョン・クインへ2010;キムジュフン2012ほか)、その数少ない安定した職場に就かなかったほとんどの人々の生活は、非常に不安定になってしまう現状が明らかになる。その生活不安が未婚化や晩婚化とともに少子化をもたらしているといえるのである。

経済のグローバル化やサービス産業化、低成長時代への突入などといった経済の全般的な環境変化が、以上のような雇用情勢の悪化をもたらしていることは事実である。ただし、そのような環境変化のもとで、後発国としての韓国福祉国家が行っている雇用保障政策のあり方にも注目すべきである。

前述したように、経済危機以降、韓国政府は雇用を創出・拡大していくためにさまざまな政策を推進してきた。その主な特徴が「サービス産業分野を中心とした雇用創出・拡大政策」になるが、再度強調すると、同政策は、サービス産業化時代における雇用のあり方を反映して、工業化時代の完全雇用政策とは異なり、「長期間・高賃金・熟練労働」という安定した正規労働ではなく「短期間・低賃金・非熟練労働」という不安定な非正規労働を生み出すことが多い。

じっさいに 2000 年代後半に政府の政策によって生まれた雇用の多くが、「1 年未満の短期雇用・100 万ウォン未満の低い賃金・スキルを要さない単純労働や雑務」であり(金成垣 2011a)、そのた

め仕事の満足度も非常に低いという調査結果も出ている(国家予算政策処 2010)。この経験をふまえて最近政府が新しく出した「国家雇用戦略 2020」(2010年)や「就業率70%戦略」(2013年)なども、その具体的な内容に対して、「全国民を非正規化するつもりなのか」(キムユソン 2010; ユギョンジュン 2011; 全国民主労働組合総連盟 2010; 2011 ほか)といった強い批判を浴びている

けっきょく政府の積極的な政策推進にもかかわらず、「サービス産業分野を中心とした雇用創出・拡大政策」という特性上、雇用情勢は改善されず、若者の生活不安が深刻化しているのが現状である。

「2012 年度全国結婚及び出産動向調査」(キムスングォンほか 2012)という政府の調査結果をみると、結婚しない理由と子どもを増やさない理由のうち、「経済的要因」によるものが圧倒的多数を占めているが、以上のような厳しい雇用情勢からすると、韓国にみられる OECD 最低水準の少子化は、ライフサイクルの多様化などによる「選択した」少子化ではなく、その雇用の不安定化による「強制された」少子化と呼んでよいであろう。

(ウ)「保障なき」高齢化社会

韓国が、これまで世界でもっとも早いスピードで高齢化がすすんできた日本より、はるかに早いスピードで高齢化社会に向かっていることはよく知られている。その背後には、以上でみた超少子化の問題が深く絡み合っているが、ここで注目したいのは、急速な高齢化社会のなかにおける高齢者の深刻な貧困問題である。

OECD の調査によれば、2010年現在、韓国の高齢者の相対的貧困率は47.2%で、OECD 諸国(平均12.8%)のうち極端に高く、ワースト1を記録している。2006年以降、ワースト1でありつづけており、その近年の増加率もOECD 諸国のうちもっとも著しいという。韓国国内の統計データから(農漁村人口と1人世帯を除いた)高齢者の貧困率の推移をみると(キム・テワンほか2012)、年々高くなっている状況が確認できる。すなわち、絶対貧困率(最低生計費基準)は、2003年に25.7%であったのが2007年には27.5%、最新の2011年の統計では30.2%となっている。同期間、相対貧困率(中位可処分所得50%基準)

は、36.6% (2003 年) \rightarrow 38.6% (2007 年) \rightarrow 41.0 (2011 年) へと上昇している。当然ながら、農漁村人口と 1 人世帯を含むと、この数値はさらに高くなる。

このような高齢者の深刻な貧困問題は、年金制度の未成熟によるところが大きい。周知の通り、韓国では経済危機以降の社会保障制度の改革のなかで皆年金体制が整備された。年金制度の歴史が短く、その分、受給者も少なく受給水準も低いのは当然である。じっさい最近の統計によれば、高齢者全体のうち年金を受給しているのは、わずか2~3割にすぎず、その平均給付額も、最低生計費の半分をはるかに下回る低い水準となっている(金成垣 2011b)。

しかしながら、上記の高齢者の貧困問題は、今 後年金制度が成熟していくにつれ、自然に改善で きるものとはいえない。なぜなら、後発国として の韓国福祉国家が導入した社会保障制度の仕組み にその運営上の大きな欠陥がみられるからである。

周知の通り、経済危機をきっかけとして整備さ れた社会保障制度なかでも皆保険・皆年金体制は、 「労働者保険の性格の強い国民保険」という仕組 みをもっている。年金制度がまさにそうであるが、 その仕組みのなかで、年金加入者の加入期間の短 さや所得水準の低さによる深刻な「無年金・低年 金」問題が生じている(金成垣 2011b)。その加 入期間の短さや所得水準の低さの背後に、「短期 間・低賃金・非熟練労働」といった不安定な雇用 が増加している今日の雇用情勢があることはいう までもない。拠出原則にもとづく保険方式を基盤 とした労働者保険を運営しているかぎり、その不 安定な雇用の増加による「無年金・低年金」問題 は避けられない。じっさい「無年金・低年金」問 題の将来展望についてのいくつかの研究によれば、 その現在の雇用情勢を前提と考えた場合、今後も 年金受給者全体の平均給付額が最低生活費をはる かに下回る金額になることはたしかであり(カン ソンホほか 2010: 174-177: キムヨンミョン 2010)、 しかも、2050年頃に高齢者の約37%が、年金の 最低加入期間である10年を満たせず、無年金者 になるという推計もある (イヨンハ 2009:7)。

この「無年金・低年金」問題を緩和させるため

に、2008年に新しい制度として税方式による基礎老齢年金が導入されたのは、たしかに保険方式による制度運営の困難さを反映するものといえる。ただし、財政の問題などのため、その給付対象は限定され、また給付額も「お小遣い年金」(キムヨンミョン 2010)といわれるほどの低い水準に止まっている。この制度が高齢者の貧困問題の解消にどれほど寄与できたかというと疑問が残るところである(キムヒサム 2011; ユランヒほか 2012 ほか)。

経済危機をきっかけとして皆年金体制を整備したにもかかわらず、「労働者保険の性格の強い国民保険」という仕組みをとっているため、高齢者の老後所得の保障に大きく貢献できず、「保障なき」高齢化社会がもたらされるといえる。これと関連して最近、OECD諸国のうち最高の高齢者自殺率の背後にある1つの要因として、高齢者の深刻な貧困問題が韓国社会の重大な課題として浮かび上がっていることも指摘しておきたい。

以上を要約すると、後発福祉国家論の〈政策論〉的側面からみて、韓国福祉国家が抱えている問題は、〈類型論〉的側面でみた後発国として韓国が整備した諸制度・政策、つまり「サービス産業分野を中心とした雇用創出・拡大政策」と「労働者保険の性格の強い国民保険」が、現実において適切に機能できず、その結果、「強制された」少子化社会と「保障なき」高齢化社会といった厳しい現状をもたらしているといえる。この厳しい現状をいかに打開していくかが、今後、後発国としての韓国福祉国家が抱えている重大な課題であろう。

5. 後発福祉国家論の意義

それでは、以上でみてきた後発国としての韓国 福祉国家の特徴と問題が示している含意は何か。 本稿の最後にこの点について簡単に述べておき たい。

1990 年代末以降、韓国は西欧諸国や日本の経験を参照しながらも、それらの国々とは異なる時代に、異なる環境的条件のもとで、異なるかたちの福祉国家を構築することとなった。単純化を恐れずに、ここでかりに、先発国としての西欧諸国

や日本で20世紀前半以降に形づくられた福祉国家を「20世紀型」ということができるならば、後発国としての韓国で20世紀末から21世紀初頭に形づくられた福祉国家は「21世紀型」ということができよう。本稿においては、その後発国として韓国が構築した、あるいは構築せざるを得なかった「21世紀型」福祉国家の特徴が、「サービス産業分野を中心とした雇用創出・拡大政策」と「労働者保険の生活の強い国民保険」を主な構成要素としていること、そしてその構成要素からなる「21世紀型」福祉国家が現実においてうまく機能できず、さまざまな問題が露出していることを確認したことになる。

以上のように本稿では、後発福祉国家論の立場、つまり福祉国家展開における先発と後発という時間軸の視点を入れて、「20世紀型」福祉国家との対比で「21世紀型」福祉国家の特徴と問題を浮き彫りにした。しかしここで視点を変えて、その両者を同時代的にとらえるならば、じつは先発国が構築した「20世紀型」福祉国家も現在、韓国が「21世紀型」福祉国家を構築した21世紀の諸環境的条件におかれていることになる。その同様の環境的条件のもとで、「21世紀型」としての韓国福祉国家で展開されているのと同様の制度・政策の改革が、「20世紀型」福祉国家においても求められている。

このようにみると、先発国にみられる「経路依存性」という制約、後発国が享受できる「後発性の利益」などによって、「21世紀型」福祉国家へと素早く進んでいる後発国としての韓国の経験は、先発国における「20世紀型」福祉国家の今後の進路や改革の方向性を考えるうえで、1つの重要な里程標を提供しているといえるであろう。

この意味において、本稿でみてきた後発国としての韓国の経験が示す「21世紀型」福祉国家の制度的特徴、そしてそれが現状においてもたらしているさまざまな問題は、単に地域研究としての韓国研究だけでなく、福祉社会学なかでも比較福祉国家研究の全般において大きな意義をもつものといえる。

〈参考文献〉

(日本語)

- 有田伸 2006. 『韓国の教育と社会階層――「学歴社会」 への実証的アプローチ』東京大学出版会。
- 有田伸 2007. 「職業移動を通じてみる韓国の都市自営 業層――経済危機後の変化の考察を中心に」奥田聡 編『経済危機後の韓国――成熟期に向けての社会経 済的課題』アジア経済研究所、25-57ページ。
- 有田伸 2009. 「比較を通じてみる東アジアの社会階層 構造――職業がもたらす報酬格差と社会的不平等」 『社会学評論』 59 巻 4 号、663-681 ページ。
- 有田伸 2011.「非正規雇用概念の適用過程からみる韓 国労働市場の『格差』——日本との比較を通じて」『社 会科学研究』62巻3・4号、77-97ページ。
- 伊藤公雄・春木育美・金香男編 2010. 『現代韓国の家 族政策』行路社。
- イトペング 2013.「韓国の社会投資政策」落合恵美子編『親密圏と公共圏の再編成』京都大学出版会、243-264ページ。
- 上村泰裕・末廣昭編 2003. 『東アジアの福祉システム 構築』東京大学社会科学研究所。
- 字佐見耕一編 2005. 『新興工業国の社会福祉――最低 生活保障と家族福祉』アジア経済研究所。
- 大沢真理編 2004.『アジア諸国の福祉戦略』ミネルヴァ 書房。
- 大西裕 2014. 『先進国・韓国の憂鬱』中央公論新社。 大畑裕嗣 2011. 『現代韓国の市民社会論と社会運動』
- 落合恵美子・山根真理・宮坂靖子編 2007. 『アジアの 家族とジェンダー』勁草書房。
- 加藤榮一 2006. 『現代資本主義と福祉国家』 ミネルヴァ 書房。
- 金成垣 2011a. 「韓国における若者の生活不安と社会 保障」『月刊福祉』2011年24月号、88-91ページ。
- 金成垣 2011b. 「韓国における年金制度と女性」 『海外社会保障研究』 No. 175、70-82 ページ。
- 金成垣 2012a. 「格差社会の中の韓国の若者」『社会福祉研究』第114号、92-97ページ。
- 金成垣 2012b. 「後発福祉国家における雇用保障政策」 社会科学研究』第63巻第5・6号、35-53ページ。
- 金成垣 2013.「ポスト『3つの世界』論の可能性」武 川正吾編『シリーズ福祉社会学 I 公共性の福祉社 会学』東京大学出版会、167-192ページ。
- 金成垣 2014.「福祉国家化以降の韓国福祉国家」末廣 昭編『東アジアの雇用・生活保障と新たな社会リス クへの対応』東京大学社会科学研究所、57-78ページ。
- 金香男 2006. 「韓国における高齢者の生活と高齢者福祉問題―経済的な問題と介護問題を中心に」『現代韓国朝鮮研究』第6号、9-16ページ。

- 九鬼太郎 2012. 『"超"格差社会·韓国』扶桑社。
- 相馬直子 2010. 「圧縮的な家族変化への適応戦略」金 成垣編『現代の比較福祉国家論』ミネルヴァ書房。
- 相馬直子 2011. 「家族政策の日韓比較」後藤澄江・小 松理佐子・野口定久編『家族/コミュニティの変貌 と福祉社会の開発』中央法規出版、73-93ページ。
- 相馬直子 2012. 「圧縮的な家族変化と子どもの平等: 日韓比較を中心に考える」『人口問題研究』68巻3号、 85-104ページ。
- 相馬直子 2013a. 「子育て支援と家族政策:家族主義 的福祉レジームのゆくえ」庄司洋子編『親密性の福 祉社会学』東京大学出版会、43-67ページ。
- 相馬直子 2013b.「韓国:家族主義的福祉国家と家族 政策」鎮目真人・近藤正基編『比較福祉国家:理論・ 計量・各国事例』ミネルヴァ書房、310-335ページ。
- 宋嶾營 2011.「韓国の多文化家族支援センターの教育 事業が女性移住者の生活適応に及ぼす効果」『政策科 学』18(2)、21-32 ページ。
- 武川正吾 2007. 『連帯と承認』東京大学出版会。
- 武川正吾 2010. 「韓国の福祉国家形成と福祉国家の国際比較」金成垣編『現代の比較福祉国家論』 ミネルヴァ 書房。
- 武川正吾・イヘギョン 2006. 『福祉レジームの日韓比 較』東京大学出版会。
- 武川正吾・キムヨンミョン編 2005. 『韓国の福祉国家、 日本の福祉国家』東信堂。
- 中村高康・藤田武志・有田伸編 2002. 『学歴・選抜・ 学校の比較社会学――教育からみる日本と韓国』東 洋館出版社。
- 朴光駿 2006. 「東アジア社会政策比較研究の理論的基礎」『社会福祉学論集』第2号武川正吾・キムヨンミョン編 2005. 『韓国の福祉国家、日本の福祉国家』東信堂、45-59ページ。
- 朴光駿 2013. 「比較社会政策の素材としての東アジア 社会政策」社会政策学会『社会政策』5(2)、9-20ページ。 春木育美 2006. 『現代韓国と女性』新幹社。
- 春木育美 2008.「韓国の少子化対策の政治的文脈と大 統領のイニシアティブ」『比較政治学会年報』10号、 早稲田大学出版部、81-100ページ。
- 春木育美 2010.「韓国の少子化対策とその政策的文脈」 伊藤公雄・春木育美・金香男編『現代韓国の家族政策』 行路社、101-120ページ。
- 春木育美 2011a.「少子化対策に関する日韓比較—— 共通課題と異なる政策方向」春木育美・薛東勲編『韓 国の少子高齢化と格差社会』慶應義塾大学出版会、 21-46 ページ。
- 春木育美 2011b. 「韓国の外国人労働政策と社会統合政 策推進の背景」春木育美・薛東勲編『韓国の少子高 齢化と格差社会』慶應義塾大学出版会、139-172ページ。

- 春木育美 2011c. 「韓国の外国人労働者政策の展開と その背景」『人文・社会科学論集』 28 号、93-106 ページ。
- 春木育美 2014. 「日本と韓国における外国人政策と多文化共生」『東洋英和女学院大学大学院紀要』 10 号、17-27 ページ。
- 李蓮花 2011. 『東アジアにおける後発近代化と社会政 策』ミネルヴァ書房。

(韓国語)

- 강성호 외 [カンソンホほか] 2010. 『국민연금의 노후 소득보장수준 연구』국민연금연구원.
- 관계부처합동 [関係部処合同] 2004. 『일자리창출 종 합대책』관계부처합동.
- 김승권 외 [キムスングォンほか] 2012. 『전국 결혼 및 출산동향 조사』보건복지부・한국보건사회연구원.
- 김유선[キムユソン] 2010. 「'국가고용전략2020' 유감」 『노동저널』2010 年 10 月号, pp. 1-8.
- 김연명 [キムヨンミョン] 2010. 「대량의 노인빈곤 유 발할 기초노령연금 축소 방안」 『월간복지동향』 2010 年8月号, pp. 34-37.
- 김연명편 [キムヨンミョン編] 2002. 『한국복지국가 성격논쟁 1』 인간과 복지.
- 김주훈 [キムジュフン] 2012. 「대기업과 중소기업 간 양 극화에 관한 해석」『KDI FUCUS』第 16 号. pp. 1-7.
- 김태완 외 [キムテワンほか] 2012. 『빈곤통계연보』한 국보건사회연구원.
- 김희삼 [キムヒサム] 2011. 「기초노령연금의 노인빈 곤 감소」 『연금포럼』 第 43 号. pp. 10-18.
- 노동부 [労働部] 2004. 『2004 년판 노동백서』노동부. 백학경 구인회 [ベクハクギョン・クインへ] 2010. 「비 정규 노동과 근로빈곤의 관계」『노동정책연구』第 10 巻第 3 号. pp. 87-117.
- 유경준 [ユギョンジュン] 2011. 「국가고용전략의 의 의와 과제」『노동리뷰』第68号, pp. 33-41.
- 유란희 외 [고ランヒほか] 2012. 「기초노령연금의 노 인빈곤완화 효과성 분석」 『한국정책학회동계학술대 회』 한국정책학회.
- 이용하 [イヨンハ] 2009. 「노후소득보장 내실화를 위한 국민연금의 발전방향」『연금포럼』第35号, pp. 5-11.
- 전경련 [全経連] 2010. 『청년고용률 제고 방안』 전경련. 전국민주노동조합총연맹 [全国民主労働組合総連盟] 2010. 『'국가고용전략 2020' 문제점과 비판』 전국민
- 2010. 『국가고용전략 2020』문제점과 비판』전국민 주노동조합총연맹.
- 전국민주노동조합총연맹 [全国民主労働組合総連盟] 2011. 『'국가고용전략 2020' 목표』전국민주노동조합 총연맹.

(英語)

- Blyth, Mark 2002. Great Transformations: Economic Ideas and Institutional Change in the Twentieth Century, Cambridge University Press.
- Esping-Andersen, G. 1990. The Three World of Welfare Capitalism, Cambridge Polity (岡沢憲美・宮本太郎監訳『福祉資本主義の3つの世界』ミネルヴァ書房、2001年).
- Esping-Andersen, G. 1996. Welfare States in Transition:
 National Adaptations in Global Economics, Sage
 Publications (埋橋孝文訳『転換期の福祉国家――ゲローバル経済下の適応戦略』、早稲田大学出版部、
 2003 年).
- Flora, P. ed. 1986. Growth to Limits: The Western European Welfare State since World War II, Vol. 1, Berlin and New York, Walter de Gruyter & Co.
- Fraser, Nancy 1996. "Gender Equity and the Welfare State: A Postindustrial Thought Experiment" Democracy and Difference, Princeton, pp. 218-242.
- Galbraith, J. K. 1969. The affluent society (2nd Edition Revised), Houghton Mifflin.
- Gauthier, Anne Helene 1996. The state and the family: a comparative analysis of family policies in industrialized countries, Clarendon Press.
- Iversen, T. and A. Wren 1998. "Equality Employment, and Budgetary Re-straint: The Trilemma of the Service Economy" World Politics, No. 50, pp. 507-546.
- Leitner, Sigrid 2003. "Varieties of Familialism: The Caring Function of the Family in Comparative Perspective" *European Societies*, Vol. 5 No. 4, pp. 353-375.
- Maddison, A. 1989. The World Economy in 20th Century, OECD.
- Stephen, Castles 1995. "How nation states respond to immigration and ethnic diversity" *Journal of Ethnic*

- and Migration Studies, Volume 21, Issue 3, pp. 293-308.
- Stephen, Castles and Alastair Davidson 2005. Citizenship and Migration: Globalization and the Politics of Belonging, Routledge.
- Stephen, Castles and Mark J. Miller 2009. The Age of Migration: International Population Movements in the Modern World, Fourth edition, Guilford Press.
- (1) 明示的家族主義 (explicit familialism) は、家族ケ アにたいする政策的支援はなされているが、公的な 児童保育の普及度が低く、国家、市場、ボランティア などの民間セクターなど、家族によるケアを代替す るサービスの提供に欠くため、家族のケア機能への 依存度が高い。選択的家族主義 (optional familialism) は、家族ケアの責任を軽減する政策的 支援がなされており、公的なケアを利用している子 どもの割合も高い。潜在的家族主義(implicit familialism) は、家族へのケア依存度を軽減させる 政策的支援がとられていない。身近に家族ケアを代 替するサービスがなく、第一次的に家族がケア提供 者となる。脱家族主義 (de-familialism) は、家族ケ アにたいする政策的支援は低いが、国家、市場やボ ランティアなどの民間セクターによって家族ケアを 代替するサービスが提供されている。
- (2) 厚生労働省の国民生活基礎調査によれば、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす 18 歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は、2012年時点で13.6%と過去最悪を更新している(『共同通信』2014年7月15日)。
- (3) この具体的な状況に関しては、金成垣編(2010) の序章を参照されたい。
- (4) 代表的な研究としては,武川 (2007:8章),金成垣 (2008),金成垣編 (2010),李蓮花 (2011) などがある。
- (5) この点については、金成垣編(2010)の序章、第5 章、終章を参照されたい。